

やまなし県民文化祭協賛事業実施要項

1 趣 旨

やまなし県民文化祭実行委員会は、やまなし県民文化祭（以下「県民文化祭」という）開催期間中に、文化施設、市町村、団体、企業、学校等が行う芸術文化事業で、申請のあったもののうち、県民文化祭の趣旨に沿ったものを協賛事業とする。

2 協賛事業の条件

県民文化祭協賛事業の条件は、次のとおりとする。

（1）県内で開催される各種芸術文化事業とする。

（2）事業内容について

事業の内容が次の各号にあうものとする。

ア 事業の内容が県民文化祭の趣旨に沿うもの

イ 事業が一般の人に公開されるもの

ウ 政治的・宗教的目的を有しないもの

エ 営利を主たる目的としないもの

オ 事業の実施にあたっては、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられるもの

3 事業経費

事業経費は、主催者の負担とする。

4 申請について

主催者は、当該事業が実施される期日1ヶ月前までに、「やまなし県民文化祭協賛事業参加申込書」により申請すること。

5 決定について

協賛事業の決定については、やまなし県民文化祭実行委員会会長が、当該事業について「協賛事業の条件」に基づいて決定し、主催者に文書で通知する。

6 実施報告

主催者は、当該事業が終了した後、速やかに「やまなし県民文化祭協賛事業実施報告書」を提出すること。